

へいせい ねん ど

平成28年度

ち て きしやうがい ひと たいしやう  
知的障害のある人を対象とした

ひ じ ょ う き ん し ょ く た く い ん さ い よ う せ ん こ う  
非常勤嘱託員採用選考

ぼ し ゆ う あ ん な い  
募集案内

へいせい ねん がつ  
平成28年12月

よ こ は ま し き ょ う い く い い ん か い じ む き ょ く  
横浜市教育委員会事務局  
そう む ぶ し ょ く い ん か  
総務部職員課

う け つ け き か ん

＜受付期間＞

へいせい ねん がつ にち もく がつ にち げつ けしいんゆうこう  
平成28年12月1日（木）～12月19日（月）（消印有効）

ちゆうい  
※注意

1. 受付は、簡易書留による郵送のみです。持参・メール便等による受付は行いません。
2. 12月19日（月）の翌日以降の消印のものは、受付できません。
3. 本募集は、嘱託員の募集です。正規職員の募集ではありませんので、ご注意ください。

ぼしゆうあんない もうしこみしよおよ りれきしよ はさ こ  
この募集案内には、申込書及び履歴書が挟み込まれています。

# 1 採用予定人数、勤務場所及び主な業務内容

採用予定人数	勤務場所・主な業務内容
若干名	<p>横浜市内に勤務します。</p> <p>業務内容は、パソコンによる各種情報入力、庁内メールの運搬・仕分け、コピー・ラベル作成・押印、封入封緘作業、研修の準備業務、廃棄文書のシュレッダー、書類整理等の事務補助です。</p> <p>※業務の習得状況によって、より高度な業務に携わる場合もあります。</p>

# 2 受験資格

- 療育手帳(愛の手帳)の交付を受けている人(受付期間に交付申請中の場合は、申込みができません。)
- 昭和27年4月2日以降に出生した人

# 3 勤務条件

雇用期間	勤務時間	月額報酬	休暇	社会保険
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで (※1)	週30時間 (曜日・時間は別途調整) (1) 12時～13時は休憩時間 (2) 毎週土・日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く	128,200円 (※2)	年次有給 休暇等	雇用保険、 厚生年金 保険、健康 保険あり

- ※1 年度単位で4回まで更新の可能性があります。ただし、年齢満65歳に達した日の属する年度の末日を越えて雇用期間を更新することはできません。
- ※2 平成28年4月現在の月額報酬です。このほか、通勤手当相当分、期末手当相当分が支給されます。

# 4 申込方法

角型2号封筒(縦332mm×横240mm)に提出書類を入れて、下記の提出先に、必ず「簡易書留郵便」扱いで郵送してください。提出書類は折り曲げないようにしてください。

- ※ 必要書類は、横浜市教育委員会ホームページからもダウンロードできます。
- 応募に必要な書類
    - 選考申込書(写真を貼付してください)
    - 履歴書(写真を貼付してください)
    - 療育手帳(愛の手帳)の写し
  - 応募期間
 

平成28年12月1日(木)～平成28年12月19日(月) (消印有効)
  - 連絡・提出先

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市教育委員会事務局総務部職員課 知的障害者嘱託員採用担当

TEL:045-671-4168 FAX:045-663-5547

#### (4) その他

ア この選考において提出された書類は、採用選考及び採用手続きに使用します。また、提出書類は返却しません。

イ 受験をする上で、身体の障害などのために配慮が必要な場合は、申込み時に御相談ください。

### 5 選考方法、選考日時、会場等

#### (1) 第一次選考：書類選考

申込み時に提出いただいた書類により選考を行います。

#### (2) 第二次選考：実技試験※及び面接試験

第一次選考の合格者を対象に実技試験及び面接を行います。

※実技試験は書類の仕分けやパソコンの入力等、業務遂行に必要な作業を実施します。

ア 日程：平成29年1月21日(土)

イ 会場及び時間：第一次選考の合格者を対象に別途通知します。

### 6 合格者の決定

(1) 第一次選考の合格者は、第一次選考(書類選考)の結果により決定します。

(2) 第二次選考の合格者は、第一次選考の結果及び第二次選考の結果により決定します。

(3) 受験資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。

### 7 健康診断の実施

第二次選考の合格者を対象に、健康診断を実施します。日程や集合場所については、第二次選考合格者に別途通知します。

### 8 留意事項

採用選考合格後は、就労支援機関等から支援(※)を受けられるよう、就労支援機関等に利用登録をしていない方は、原則就業前までに各自で利用登録をしていただきます。

※ 採用者や職場からの相談にのったり支援等を行うことができることをいいます。

### 9 採用に関するQ & A

#### (1) 申込手続きについて

Q 必要書類の提出は、申込者本人が直接行わないといけませんか。

A 必要書類の提出は、申込者本人が行ってください。

#### (2) 受験資格について

Q 横浜市以外に在住していても申込みできますか？

A 横浜市以外に在住の方でも申込みいただけます。

Q パソコンの基本的な操作ができないと申込みができないのでしょうか？

A 受験資格を満たしていれば、申し込むことが可能です。ただし、実技においてパソコンを使用した簡単な入力をさせていただく予定です。

(3) 選考内容について

Q 面接はどのようなものですか？

A 面接は、基本的なコミュニケーション能力や就労意欲等を確認するために、行うものです。本市職員により、いくつか質問をさせていただきます。

(4) 採用後について

Q 雇用期間終了後はどうなるのでしょうか？

A 雇用期間終了後には、ハローワークや就労支援機関等を通じて一般企業や公的機関等への就職を目指していただきます。

## 10 申込み・問合せ先

横浜市教育委員会事務局総務部職員課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-4168

FAX 045-663-5547

ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/saiyou/>

